

船員保険法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

1. 改正の趣旨

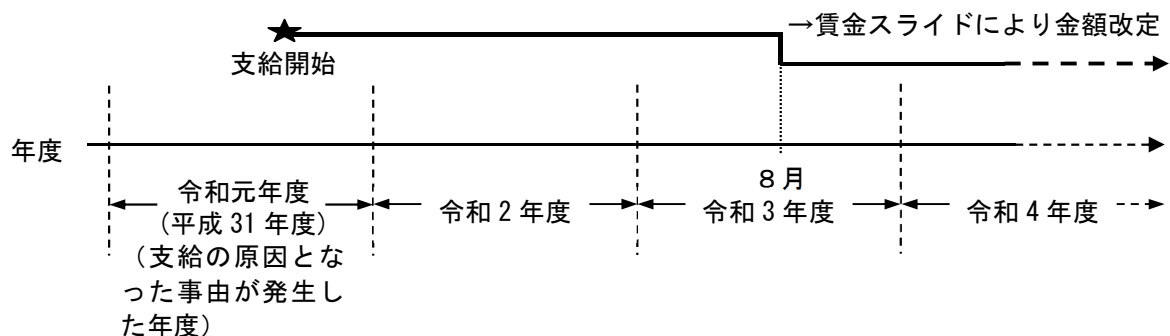
船員保険の障害年金、遺族年金等は、労働者災害補償保険における年金給付の基礎として用いる給付基礎日額の改定措置その他の事情を勘案して、その額を改定することができることとされている（船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 39 条）ところ、今般、労働者災害補償保険において賃金スライドが行われることに伴い、船員保険においても所要の措置を講ずる。

2. 改正の内容

船員保険の障害年金等（※）について、労働者災害補償保険と同様、令和 3 年 8 月以降の支給額について、令和 2 年度の平均給与額を障害年金等の支給の原因となった事由の発生した日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基礎として、額の改定を行うこととする（賃金スライド）。

※本省令案による賃金スライドの対象となる給付は次のとおり。

- ・ 現行の船員保険法による障害年金等（平成 22 年 1 月 1 日以後に発生した事故等により受給権が発生している給付）
- ・ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）第 5 条の規定による改正前の船員保険法による障害年金等



3. 根拠規定

船員保険法第 39 条（同法附則第 5 条第 8 項において準用する場合を含む。）

4. 施行期日等

公布日 令和 3 年 7 月 30 日
施行日 令和 3 年 8 月 1 日